

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成五年郵政省告示第五百五十三号）の一部を改正する件新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案											現 行																				
別表第三号 法規											別表第三号 法規																				
授業科目の項目											授業科目の項目																				
養成課程別の授業の要否及び程度（注）											養成課程別の授業の要否及び程度（注）																				
第三級海上無線通信用士	第四級海上無線通信用士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レター級海上特殊無線技士	航空無線通信用士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電報通信用士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士	第三級海上無線通信用士	第四級海上無線通信用士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レター級海上特殊無線技士	航空無線通信用士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電報通信用士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士				
（略）											（略）																				
電波法令 業務書類	時計業務簿	備付け及び照合の義務									B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			
		無線検査簿	様式及び保存期間									C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			
	無線業務日誌	記載事項及び保存期間									B	B	B	C		B	B	C					C								
		免許状（証票）	備付け及び掲示の義務									B	B	B	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C		
	訂正、再交付又は返納																														
その他備付けを要する業務書類									C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
監督罰則等	（略）										（略）																				
	（略）										（略）																				
（略）											（略）																				

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和五十一年郵政省告示第八十七号）の一部を改正する件新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1・2 （略） 3 無線局の送信装置の工事設計の一部について変更する場合（送信装置の一部について変更の工事をする場合を含む。） （略） 4～8 （略）	1・2 （略） 3 <u>陸上移動局又は携帯局</u> の送信装置の工事設計の一部について変更する場合（送信装置の一部について変更の工事をする場合を含む。） （略） 4～8 （略）

○登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件（平成九年郵政省告示第六百六十六号）の一部を改正する件新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行															
第一 登録点検事業者規則（平成9年郵政省令第76号）第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。 1 無線従事者の資格及び員数		第一 （同左） 1 無線従事者の資格及び員数															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th> <th>具体的な点検の実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2 選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第2項の点検の場合を除く。）</td> <td>選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、<u>無線業務日誌</u>その他の従事の実事が確認できる書類により確認する。</td> </tr> <tr> <td>3～5 （略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 （略）	（略）	2 選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第2項の点検の場合を除く。）	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、 <u>無線業務日誌</u> その他の従事の実事が確認できる書類により確認する。	3～5 （略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th> <th>具体的な点検の実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2 選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第2項の点検の場合を除く。）</td> <td>選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、<u>無線業務日誌等</u>により確認する。</td> </tr> <tr> <td>3～5 （略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 （略）	（略）	2 選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第2項の点検の場合を除く。）	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、 <u>無線業務日誌等</u> により確認する。	3～5 （略）	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																
1 （略）	（略）																
2 選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第2項の点検の場合を除く。）	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、 <u>無線業務日誌</u> その他の従事の実事が確認できる書類により確認する。																
3～5 （略）																	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																
1 （略）	（略）																
2 選任されている無線従事者の従事事実（ただし、電波法（以下「法」という。）第10条第2項の点検の場合を除く。）	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、 <u>無線業務日誌等</u> により確認する。																
3～5 （略）																	
3 （略） 第二 （略）	3 （略） 第二 （略）																

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 <u>呼出符号表等に代えられる書類の認定</u> (第 2 9 条・第 3 0 条) 第 1 0 章～第 1 4 章 (略)</p> <p>第 9 章 <u>呼出符号表等に代えられる書類の認定</u></p> <p><u>第 2 9 条 削除</u></p> <p>(呼出符号表等に代えられる書類の認定) 第 3 0 条 施行規則第 3 8 条第 5 項の規定による海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別符号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、認定する。 (1)～(4) (略)</p>	<p>目次 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 <u>電波法令の抄録等の認定</u> (第 2 9 条・第 3 0 条) 第 1 0 章～第 1 4 章 (略)</p> <p>第 9 章 <u>電波法令の抄録等の認定</u></p> <p>(無線局に備え付ける電波法令の抄録の認定) <u>第 2 9 条 施行規則第 3 8 条第 4 項の規定によるアマチュア局、簡易無線局等が法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。</u> <u>(1) 法及びこれに基づく命令のうち、当該無線局を適法に運用する上で必要不可欠な事項が集録されていること。</u> <u>(2) 抄録の形状が、無線局に備え付けておく書類として適する大きさであること。</u></p> <p>(呼出符号表等に代えられる書類の認定) 第 3 0 条 施行規則第 3 8 条第 6 項の規定による海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別符号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、認定する。 (1)～(4) (略)</p>